

令和 8 年度
離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金

公募要領

令和 8 年 3 月
沖縄県商工労働部産業政策課

本公募は、県の令和 8 年度の当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続であり、予算成立及び交付決定後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または県議会において当初予算案が修正された場合、若しくは国の交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

離島再生可能エネルギー導入促進事業補助金

目次

1. 対象事業	1
(1) 目的.....	1
(2) 対象経費.....	2
(3) 対象期間.....	2
(4) 補助率・上限額.....	2
(5) 事務処理について.....	2
(6) 利益排除.....	3
(7) 補助事業完了後における留意事項.....	3
2. スケジュール(公募～支払まで)	4
3. 申請手続き	5
(1) 申請書類・提出期限.....	5
(2) 提出方法.....	5
(3) 応募資格.....	5
4. 審査方法・評価項目	6
(1) 一次審査(書面審査).....	6
(2) 二次審査(プレゼンテーションもしくは書面審査).....	6
(3) 評価項目.....	7
5. お問い合わせ方法	7

1. 対象事業

(1) 目的

本事業は、電気事業法施行規則別表第1に掲げる沖縄県の離島(以下、「対象離島」という。)における再生可能エネルギーの導入拡大を目指す民間事業者の取組を支援し、エネルギーマネジメントシステムにより需要側設備等を制御することで、変動性電源である太陽光発電設備を最大限活用できる環境を整え、再エネ電源比率及びエネルギー自給率の向上を図ることを目的とする。

・<参考> 電気事業法施行規則別表第一(抜粋)

沖縄県	粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、与那国島
-----	--

(2) 事業内容

本補助金は、対象離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群として管理・制御することで対象離島の電力供給の安定化(調整力強化)を図り、対象離島全体で再生可能エネルギーの割合を高め、需要家を含め対象離島全体の経済性の向上が見込めるものとして沖縄県知事が認めるとともに、以下の要件を満たすものとする。

- 1) 対象離島における再生可能エネルギー電源比率向上に効果があること。
- 2) 補助対象施設の設置・運用期間は、設置離島の既存電気事業者が提供する電気料金(沖縄電力株、従量電灯価格等)より安価なサービスを需要家に対し提供すること。
- 3) 本補助金で導入する再生可能エネルギー設備や需要側設備(以下「補助対象施設」という。)を、群として管理・制御できる既存のエネルギーマネジメントシステムが対象離島内に構築・運用されていること。
- 4) 既存のエネルギーマネジメントシステムは、補助対象施設と既設の再生可能エネルギー設備や需要側設備(以下「既設施設」という。)を異なる建物(オフサイト)から出力抑制等の運転制御可能なシステムとなっていること。
- 5) ESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を伴い、対象離島の電力系統運営者との連携により、安定的に運用されているサービスの強化・拡充につながること。
- 6) 補助対象施設の設置効果(再生可能エネルギー設備の発電量及びエネルギーマネジメントによる対象離島の再エネ電源比率向上)を算出するための記録が可能となるシステムを保有し、集計・分析の上、システム運用の課題及び課題解決方法等を沖縄県に報告できること。(設置効果については、沖縄県 HP で公表を行う予定)
- 7) 補助対象施設は、需要家が費用を負担することなく設備を導入する、いわゆる「第三者所有」の形態で設置を行うこと。
- 8) 補助対象施設を含むエネルギーマネジメントシステムで提供するサービスは、固定価格買取(FIT)制度及び FIP(Feed in Premium)制度やJ-クレジットの適用・認証等を受けないこと。補助事業により取得した財産を固定価格買取(FIT)制度及び FIP(Feed in Premium)制度の適用を受けて売電を行わないこと。
- 9) 設備導入事業を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。

10)補助対象施設に対して、国や県などからの他の助成金・補助金等の併用をしないこと及び適用を受けていないこと。

(3) 対象経費

補助対象設備は、対象離島に設置するもので、次に掲げる設備とする。(実用段階のものに限る。)

- ① 太陽光発電設備
- ② 蓄電池
- ③ 充放電設備
- ④ 充電設備
- ⑤ 蓄熱槽
- ⑥ 通信・制御機器
- ⑦ オフサイトから運転制御可能な需要側設備
- ⑧ エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等

補助対象 経費区分	細目	補助事業の内容
工事費	(直接工事費) ・材料費 ・労務費 ・直接経費 (間接工事費) ・共通仮設費 ・現場管理費 ・一般管理費 (測量及び試験費等)	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費(設計費、工事費、諸経費)
設備費	(設備費)	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めない。

(4) 対象期間

- ◆ 交付決定日～令和9年2月末までに要する経費

(5) 補助率・上限額

- ◆ 補助率 : 補助対象経費の3分の2以内
- ◆ 上限額 : 300,000,000 円(一申請あたりの上限額)

(6) 事務処理について

- ◆ 本補助事業の事務処理(経理処理や証憑の整理等)にあたっては、原則として最新の「経済産業省補助事業事務処理マニュアル」や「環境省補助事業事務処理マニュアル」に基づき適正に行うこと。

(7) 利益排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上すること。(参考:環境省通知等)

(8) 補助事業完了後における留意事項

①取得財産の維持管理等

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負う。

- 1)補助事業者は、取得財産等について、県の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2)補助事業者は、補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について知事の承認を受けなければならない。
- 3)補助事業者は、当該資産の処分制限期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度を活用してはならない。
- 4)補助事業者は、需要家との契約終了後に、需要家に対して補助対象設備の譲渡を行う場合には、その旨を申請時の事業計画書に記載してください、また、譲渡を受けた者は、財産処分制限期間中、譲渡を受けた補助対象設備を本補助事業の目的に沿って継続して使用する必要がありますので、契約締結時にその旨を需要家に対して説明してください。なお、財産処分制限期間経過後に当該太陽光発電設備等の廃棄を行う場合には、その時点の所有者の責任において適切に廃棄すること。

②補助事業実施状況等の報告

補助事業実施者は、知事が求める際に交付要綱に従い、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、エネルギーマネジメントシステム等の運用課題及び課題解決方法等について、交付要綱で定める様式により事業報告書を提出すること。

また、その他、本事業から得られた情報を、県の求めに応じて提供してください。県は、完了した補助事業の効果等の検証・評価等を実施することがあるので、補助事業者は、県又は県から委託業務を受託した民間事業者からの要請により、当該補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力すること。

③その他留意事項

1)小規模事業用電気工作物に係る届出

電気事業法の改正(令和4年6月)により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を行ってください。

- 2)太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項
 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守するとともに、最新の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとってください。
- 3)補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について
 補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用については、『廃棄等費用積立ガイドライン』※1(資源エネルギー庁)および『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』※2(環境省)に準拠して、必要な経費を算定し(kW あたり 1 万円など)、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の排出時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施すること。
- ※1.『廃棄等費用積立ガイドライン』(2022 年 4 月改定 資源エネルギー庁)
 ※2.『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)』(平成 30 年 環境省)
- 4)その他関係法令を遵守すること。

2. スケジュール(公募～支払まで)

内 容	主 体	時 期
公募開始	県	3月24日(火)
質問書の提出期限	事業者 → 県	4月3日(金)12 時
参加意思表明書の提出期限	事業者 → 県	4月8日(水)12 時
応募申請書の提出期限	事業者 → 県	4 月 15 日(水)12 時
選定委員会の開催	県	4月 27 日(月)予定
補助対象事業の内定	県 → 事業者	4月 30 日(木)予定
補助金の交付申請	事業者 → 県	4月 30 日(木)以降
補助金の交付決定(決定書送付)	県 → 事業者	5月下旬頃予定
事業の実施	事業者	交付決定日から令和 9 年 2 月末
補助事業実績報告書の提出	事業者 → 県	補助事業の完了日から 30 日を経過した日又は令和 9 年2月末のいずれか早い日
確定検査	県	令和9年3月上旬
補助金の確定(確定書類の送付)	県 → 事業者	令和9年3月中旬
補助金の請求	事業者 → 県	令和9年3月下旬
補助金の支払い	県 → 事業者	令和9年4月 10 日迄

3. 申請手続き

(1) 申請書類・提出期限

No.	様式名	書類名	部数	提出期限
①	資料0-1	質問書(質問があれば) メールで提出	1	4月3日(金)12時
②	資料0-2	参加意思表明書 メールで提出	1	4月 8日(水)12時
③	資料1	応募申請書	8	4月15日(水)12時
④	資料2	事業概要	8	
⑤	資料3	実施計画書	8	
⑥	資料4	補助事業に要する経費・経費内訳書	8	
⑦	資料5	誓約書	8	
⑧	該当する場合	共同事業体協定書	8	
⑨	該当する場合	応募時点で、「4.審査方法・評価項目」(3)6を満たすことがわかる書類	8	
⑩	—	登記事項証明書 (全部証明書、発行後3ヶ月以内・写し可)	1	
⑪	—	直近事業年度の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等)	1	
⑫	—	応募者の概要がわかる書類 (会社案内、パンフレット等)	1	
⑬	—	県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類(発行後3ヶ月以内、写し可)	1	
⑭	—	労働保険、及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)について、直近の保険料が納入済であることがわかる書類の写し。加入義務がない場合は、その理由を記載した書類)	1	
⑮	—	上記書類の電子データを記録したCD-RやUSB等の電子媒体	1	

※A4(片面印刷)、長辺左側2穴あけで様式順に並べてクリップ留め(ステープル不可)

※「資料1～6」について、インデックスをつけること(例:「資料1」「資料2」「資料3」...)

(2) 提出方法

方法 : 郵送(到着確認可能な手段に限る)又は持参

※郵送の場合、必ず担当者あて到着確認を行うこと。

※持参の場合の対応時間は休日・祝日を除く9時～12時・13時～16時

場所 : 沖縄県商工労働部産業政策課 エネルギー対策班 離島再エネ補助金事業担当
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 (県庁8階)

(3) 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数法人からなる共同事業体であること。

共同事業体の場合は、幹事企業(業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担う)が応募を行うこと。また、共同事業体の場合、全ての構成員が(1)～(7)の要件を満たすこと。

- (1) 補助事業を的確に遂行するために必要な人員、技術的能力、設備、経営基盤等を有していること。
- (2) 補助事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

- (3) 2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。なお、代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。また、同第2項に基づく本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人ではないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 労働保険及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。

<参考> 地方自治法施行令

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

4. 審査方法・評価項目

(1) 一次審査(書面審査)

上記3(3)に基づき、応募者の適格性等について書面審査(一次審査)を行う。応募状況に応じて、企画提案書等に基づく書面審査も併せて行い、二次審査の対象者を選定する。当該選定結果はメールにより通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーションもしくは書面審査)

- ◆ 以下により開催する選定委員会において、応募者が提案内容等を説明した後に質疑応答を行い、審査基準に沿って評価し企画提案の順位を決定する。

- ① 提出した応募申請書等を用いて説明することとし、資料の追加は認めない。
- ② 選定委員会は、令和8年4月27日(月)に県本庁舎又は、周辺会議室での開催を予定しており、詳細は改めて連絡する。
- ③ 選定委員会においては、以下の審査基準により評価を行うものとする。

- ◆ 審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ◆ 一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。
- ◆ 選定委員会は書面開催とすることがある。

(3) 評価項目

評価項目		評価の視点
1	基本認識	県のエネルギー政策、補助事業の業務遂行に必要な知見を有しているか。
2	提案内容の優良性	①事業内容が具体的で、実現性が高く優れた手法が提案されているか
		②今後の施策推進に繋がる効果が期待できる内容か。
		③自社の強みを活かした提案内容で、実施手順・手法が妥当か。
3	業務遂行体制・実績等	①事業の遂行に当たり、十分な体制確保及び実績が認められるか。
		②スケジュールに具体性・妥当性があり、経済的かつ合理的な積算内容となっているか。
4	県の施策への貢献	①県イニシアティブ目標(※)へ貢献する内容か。 ※再エネ電源比率の向上、水素・アンモニア電源比率の向上、エネルギー自給率の向上
		②県や国における以下認証制度を取得しているか。<いずれかに該当で配点2点> (1)所得向上応援企業認証制度 (2)人材育成企業認証制度 (3)ワークライフ・ライフ・バランス企業認証制度 (4)経営革新計画認証制度 (5)パートナーシップ構築宣言

5. お問い合わせ方法

応募に係る疑義・質問がある場合は、質問書【様式 0-1】を記入し、メールにより提出。

※電話は不可

- ① 提出期限: 令和8年4月3日(金) 12時 ※必着
- ② 送付先: aa055204@pref.okinawa.lg.jp
※件名を「質問:【離島再エネ補助金】」とすること。
- ③ 回答方法: 産業政策課ホームページに掲載する。